

10 移動支援

◆航空旅客運賃の割引

内 容	心身障害者や介護者が国内航空を利用する場合、運賃が割引になります。
利用できる方	満 12 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所有者とその介護者 1 名
手 続	手帳を各航空会社等、問い合わせ先において提示してください。
問い合わせ先	各国内航空会社

◆鉄道運賃の割引

内 容

障害者や介護者が J R 線を利用する場合、運賃が割引になります。

種 別		乗車券	内 容			割引率
第 1 種 身体障害者 知的障害者 (A1, A2) 精神障害者 (1 級)	単独	普 通	片道 100 キロを超える旅行のとき			5 割
	介護者つき (介護者は 一名まで)	普 通	身体障害者・知的障害者・介護者とも			5 割
		回 数	身体障害者・知的障害者・介護者とも			5 割
		急 行	身体障害者・知的障害者・介護者とも (特別急行券は除く)			5 割
		定 期	(身体障害者・知的障害者が小児の場 合は介護者のみ、介護者に対しては通 勤定期乗車券を発売)			5 割
第 2 種 身体障害者 知的障害者 (B1, B2) 精神障害者 (2, 3 級)	単独	普 通	片道 100 キロを超える旅行のとき			5 割
		定 期	身 体 障 害 者・知的障 害 者 が 小 児 (12 歳未 満) のとき	介 護 者	通 勤 定 期 乗 車 券 を 発 売	5 割
		※普通、回数、急行の乗車券は対象となりません。				
知的障害児者施 設肢体不自由児 施設入所児者	単 独 又 は 介 護 者 つ き	普 通				5 割

※

上記に記載がない乗車券、利用者は割引対象となりません。

※

第 1 種、第 2 種の区別は、手帳に表示があります。

※

民間鉄道については各駅の乗車券発売窓口でお問い合わせください。

利 用 方 法

乗車券発売窓口到手帳を呈示し、乗車券等を購入してください。

問い合わせ先

JR テレフォンセンター 050-3772-3910

◆タクシー運賃の割引

内 容	タクシーの運賃が 10%割引になります。(時間制運賃を含む。) (相乗りする場合も、対象者が乗車する区間については、割引対象) ただし、迎車回送料金、駐車料金は割引対象外です。高速道路の障害者割引を利用できるかは、タクシー会社又は運転手に事前に確認してください。
利用できる方	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者（一部事業者のみ精神障害者保健福祉手帳も対象としています。詳しくはお問合せください。）
利 用 方 法	運転者に、手帳を提示します。
問い合わせ先	長野県タクシー協会、各タクシー会社

◆ぐるっとタクシー

内 容	ご自宅から目的地までドアツードアで移動できる乗合タクシーです。 (運賃：1 回 500 円)
対 象 者	市街地を除く市内にお住いの ア 65 歳以上の方 イ 運転免許証を返納した方、もともと運転免許証をお持ちでない 75 歳以上の方 ウ 障害者手帳所持者 エ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者 オ 持病により運転ができないなど、移動が困難な事情がある方
利用できる範囲	お住いの区域と市街地の範囲内で利用できます。
手 続 き	事前の利用登録が必要です。登録用紙を企画政策課へ提出してください。 上記イ、ウ、エの方は割引運賃（1 回 250 円）の対象となります。必要書類のコピーを添付してください。
問い合わせ先	企画政策課 企画政策係 電話：0265-78-4111（内線）2145

◆市街地デジタルタクシー

内 容	市街地にお住いの方が、市街地で一般タクシーを利用する場合に、定額を超える運賃を市が負担します。(自己負担額：1 回 500 円)
対 象 者	市街地にお住いの ア 65 歳以上の方 イ 運転免許証を返納した方、もともと運転免許証をお持ちでない 75 歳以上の方 ウ 障害者手帳所持者 エ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者 オ 持病により運転ができないなど、移動が困難な事情がある方
利用できる範囲	市街地の範囲内で利用できます。
手 続 き	事前の利用登録が必要です。登録用紙を企画政策課へ提出してください。 上記イ、ウ、エの方は割引運賃（1 回 250 円）の対象となります。必要書類のコピーを添付してください。
問い合わせ先	企画政策課 企画政策係 電話：0265-78-4111（内線）2145

◆バス運賃の割引

内 容	次のとおり割引されます。		
	区 分	適 用 範 囲	割引率
	普通乗車券	単独で乗車する場合 介護者について (各会社の判断によります)	5 割引
定期乗車券、貸切バスについては、各会社へお問い合わせください。			
利用できる方	① 身体障害者手帳・療育手帳所持者 ② 精神保健福祉手帳所持者は、伊那バスのみ 5 割引（高速バスは除く。）		
手 続	手帳を乗車券発売問い合わせ先で提示し割引乗車券を購入するか、又は手帳を提示し割引料金を支払ってください。		
問い合わせ先	乗車券発売窓口		

◆移送サービス（タクシー会社等）

内 容	リフト付きのタクシー又はストレッチャー付きタクシー等で送迎します。		
対 象 者	歩行不自由な方		
利 用 料 金	距離制運賃など詳細はお問い合わせください。		
問い合わせ先	伊那つばめタクシー	電話：0265-76-5111	
	白川タクシー	電話：0265-72-2151	
	訪問介護あったか伊那	電話：0265-98-6385	
	福祉タクシーそよかぜ	電話：0265-76-3850	
	はる福祉タクシー	電話：0265-72-1423/090-2668-3614	

◆移送サービス（福祉有償運送団体）

内 容	NPO団体等の運営する移送サービスです。障害者等が外出する際、福祉車両などで送迎します。		
対 象 者	会員制。詳細は直接お問い合わせください。		
利 用 料 金	関係機関に直接お問い合わせください。		
問い合わせ先	伊那市社会福祉協議会	電話：0265-73-2544	
	複合福祉施設みぶの里	電話：0265-96-7184	
	上伊那医療生活協同組合	電話：0265-79-8702	

◆身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬、聴導犬）の給付

内 容	重度視覚障害者に盲導犬、重度肢体不自由者に介助犬、重度聴覚障害者に聴導犬が給付されます。		
利用できる方	① 18 歳以上で、県内に 1 年以上居住している方 ② 福祉施設に入所していない方 等		
訓 練 等	身体障害者補助犬を使用するために必要な訓練を一定期間行います。また、この間の経費（交通費、食事代等）は、給付候補者の負担となります。なお、通常の飼育、管理等に要する経費は受給者の負担です。		
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係	電話：0265-78-4111（内線）2315、2316	

◆有料道路交通料金の割引

適 用 範 囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる方	すべての身体障害者	第1種身体障害者 第1種知的障害者
自動車の範囲	【事前登録車両】 本人又は本人の親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等）の所有する車 【登録外車両】 親族や知人などの所有する自動車、レンタカー、車検時の代車など （第1種身体障害者・知的障害者の方については、タクシーや福祉有償運送車両も可能） ※自動車を所有していない方も申請可能です。 ※事前登録されていない自動車は、E T C無線走行（ノンストップ走行）では割引の適用を受けることはできません。 ※支払いにE T Cカードを利用いただく場合も料金所で手帳の提示が必要です。	
割 引 率	50%以内	
手 続	下記のものを社会福祉課へ持参し、手帳の所定の欄に本割引の対象である旨、自動車登録番号等の記載を受けてください。 E T Cを利用しない場合 料金所で必要事項記載済の手帳を呈示し、割引を受けてください。 ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②登録する車の自動車検査証（写しでも可）、又は電子車検証 ※所有者は、個人名義のものに限ります。割賦購入（ローン）又は長期リース（短期レンタカーを除く）の場合は使用者欄が個人名義のものであれば割引の対象自動車となります。 ※業務利用等自動車（車検証の「自家用・事業用の別」欄に「事業用」と記載されているもの）は対象となりません。 ※電子車検証の場合は車検証閲覧アプリがインストールされた電子機器又は「自動車検査証記録事項」をご持参ください。 ③運転免許証（自ら運転して割引を受ける方のみ） E T Cを利用する場合 E T C無線走行（ノンストップ走行）が可能です。 上記①～③に加え、下記のものが必要となります。 ○E T Cカード（未成年を除き、障害者本人名義のもの） ○E T C車載器セットアップ申込書・証明書 更新が必要となりますので、有効期限にご注意ください。	
問い合わせ先	社会福祉課障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316 有料道路E T C割引登録係 電話：045-477-1233	

◆自動車改造費の助成

内 容	自らが所有し、かつ運転する自動車の操行装置及び駆動装置の一部の改造に要する費用の一部を助成します。 ※改造前に必ず社会福祉課にご相談ください。 自動車の購入は対象になりません。
利用できる方	市内に住所を有し、前年の所得税額 15 万円以下の世帯に属する身体障害者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 自動車を改造することにより、社会参加が見込まれる方 ② 肢体不自由者の身体障害者手帳 1 級から 3 級に該当する方
限 度 額	改造にかかった費用（10 万円を限度）
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆自動車運転免許取得費の助成

内 容	自動車の運転免許を取得しようとする障害者に対し、取得費の一部を助成します。 ※教習所申込前に必ず社会福祉課にご相談ください。
利用できる方	市内に住所を有し、前年の所得税額 15 万円以下の世帯に属する身体障害者のうち、次のいずれかに該当する方 ① 特別な補助手段を必要とする肢体不自由者 ② 聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由に該当する者のうち障害者手帳 1 級から 4 級までに該当する方
限 度 額	取得費の 3 分の 2 の額又は 10 万円のいずれか少ない額
問い合わせ先	社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆信州パーキングパーミット（障がい者等用駐車場利用証）

内 容	公共施設や店舗などに設置されている「障害者等用駐車区画」を適正にご利用いただくため、交付基準に該当する障害者や高齢者、妊産婦の方などに、県内共通の「利用証」を交付します。
利用できる駐車場	この制度に賛同する協力施設で、専用の案内表示のある駐車区画
申 請 問い合わせ先	県庁地域福祉課 電話：026-232-0053 伊那保健福祉事務所 福祉課 電話：0265-76-6811 社会福祉課 障害者係 電話：0265-78-4111（内線）2315、2316

◆駐車禁止規則の適用除外

内 容	障害者等個人に対して駐車禁止除外標章が交付されます。障害の程度や場所により駐車禁止規則が除外されますので、詳細は警察署へお問い合わせください。
利用できる方	(1) 身体障害者手帳 1 級から 4 級（障害の区分により利用できない場合もあります。） (2) 療育手帳 A（重度） (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める一級の障害を有するもの）
問い合わせ先	伊那警察署 電話：0265-72-0110